

国民健康保険 税率改正!!

あらまし

令和8年第4回6月定例会は、6月2日から6月11日まで開催されました。町長から提出された議案は、専決処分報告1件、令和7年度繰越明許費に係る報告1件、出資法人等に係る経営状況報告5件、専決処分の承認3件、令和8年度補正予算2件、条例の一部改正1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得3件、猪苗代町農業委員会の委員の任命12件。追加議案として、議会改革特別委員会の設置及び委員の指名1件であり、すべて原案のとおり、承認・可決しました。また、委員会提出議案が2件提出され、可決しました。一般質問は8人の議員が2日間にわたり行いました。

【審議した主な議案】

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度一般会計補正予算）

町債で650万円減があつたものの、地方交付税の4億2092万円増、地方消費税交付金の3378万円増や、株式等譲渡所得割交付金698万6千円増などに伴い、総額で4億3915万円の増額計上した。

【主な質疑】

問 地方交付税の特別交付税が4億2009万円の増額補正だが、特別交付税は目的があつての交付になるが、その内容は。

答 地域力創造のための外部人材活用に必要な経費や、さらには、地域おこし協力隊に要する経費、多面的機能支払環境保全向上対策に関する経費が増額となり、また、大雪の農業災害特別対策事業に係る経費が追加財政需要として算入されたことが主な要因である。

問 畜産仕様ということだが、通常仕様と異なる点は。

答 雪や土砂よりも軽いものを処理するので、バケットが大型化されており、錆を防ぐため亜鉛メッキ処理がバケット等に施されている。

財産の取得について

優良堆肥製造施設のホイルローダが老朽化により使用に堪え難い状況であるため、ホイルローダ畜産仕様1台を取得する。

国民健康保険税 条例の一部改正

令和8年度の国保税の税率を改定する。改正の内容は、令和11年度から実施が予定されている県内市町村の国民健康保険税水準の統一を見据えながら、医療保険分、介護保険分それぞれの応能割の所得割を引き下げ一方で、後期高齢者支援金分は据え置きとする。また、子ども子育て支援金分の応能割と応益割が新設される。なお、税率の改正は、県からの納付金確定通知に基づき行われる。

令和8年度 国民健康保険特別会計補正予算

上記条例のとおり、県からの納付金確定通知によりその納入のため必要な財源を税で確保する。

○歳入（納付いたたく税）医療給付費分を減額し、後期高齢者支援金分・介護納付金分・子ども子育て支援金分を増額する。

○歳出（県への納付金）医療給付費分を減額し、後期高齢者支援金等分・介護納付金分・子ども子育て支援金分を増額する。歳入歳出それぞれ42万4千円を増額計上した。

反対討論！

【五十嵐ミエ子】

国民健康保険税に子ども・子育て支援金を上乗せし、少子化対策に流用することは、公的医療保険の目的から外れている。子育て支援は国庫負担で対応すべき。

反対討論！

【五十嵐ミエ子】

国民健康保険税条例の一部改正と同じ理由で、補正予算には反対する。

【審議した議案と可決状況】

件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	結果
	長友海夢	山内浩二	大高佐代美	渡部一登	星野あけみ	瀧田勝昭	渡辺真一郎	五十嵐ミエ子	後藤公男	関沢和人	鈴木元	長澤操	
猪苗代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議	可決
令和8年度猪苗代町国民健康保険特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議	可決

※賛成「○」、反対「×」、議長「議」、欠席「欠」同数の場合には議長が採決に加わる。

令和8年度の国民健康保険税率が決定

【参考】国民健康保険税率の比較

			令和8年度	令和7年度	比較
医療保険分	応能割	所得割	4.51%	7.01%	-2.50%
		均等割	25,300円	25,300円	0円
	応益割	平等割	16,600円	17,900円	-1,300円
後期高齢者支援金分	応能割	所得割	2.71%	2.71%	0%
		均等割	8,800円	8,800円	0円
	応益割	平等割	6,400円	6,400円	0円
介護保険分	応能割	所得割	2.07%	2.16%	-0.09%
		均等割	10,000円	10,000円	0円
	応益割	平等割	5,000円	5,000円	0円
子ども・子育て支援金分	応能割	所得割	0.3%	—	(新設)
		均等割	1,200円	—	(新設)
	応益割	〃上乗せ分	100円	—	(新設)
		平等割	800円	—	(新設)

所得割率の推移

年度	所得税率(%)
R5	医療 7.80
	支援 2.89
	介護 2.78
R6	医療 6.92
	支援 2.38
	介護 2.01
R7	医療 7.01
	支援 2.71
	介護 2.16
R8	医療 4.51
	支援 2.71
	介護 2.07
	子ども 0.30

国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額

区 分	令和8年度	令和7年度	増 減
基礎課税額	670,000円	660,000円	10,000円

低所得世帯に対する均等割額及び平等割額の減額措置に係る所得の判定基準

区 分	令和8年度	令和7年度	増 減
5割減額の判定基準額	310,000円	305,000円	5,000円
2割減額の判定基準額	570,000円	560,000円	10,000円